

「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証制度実施要綱

（目的）

第1条 この制度は若者から高年齢者、男性、女性の誰もが働きやすい職場づくりに積極的に取り組む企業を県が認証し、当該企業が社会的に評価される仕組みを作ることにより、企業の自主的な取組を促進するとともに企業の活性化を図り、誰もが持てる能力を十分に発揮しながら働き続けることができる魅力的な職場環境の整備に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「企業」とは、県内に本社又は事業所があり、県内において事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する事業主（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

（認証の区分）

第3条 認証の区分は、一つ星認証、二つ星認証、三つ星認証、四つ星認証及び五つ星認証とし、その認証基準は第5条のとおりとする。

（申請）

第4条 認証を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証申請書（様式第1号）に、別添審査票（様式第2号）及び就業規則、並びに認証基準を満たしていることを証明する資料を添付し、知事に申請するものとする。

（認証基準）

第5条 知事は、次に掲げる全ての要件を満たす企業を「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」（以下「認証企業」という。）として認証するものとする。

- （1）就業規則等の社内規則を規定し、社内に周知していること。
- （2）過去3年間における労働者採用関係助成金不正受給の事実及び過去5年間における労働関係法令違反による送検の事実がないこと。
- （3）審査票（様式第2号）の「点数」欄に「必須」と記載された小項目について制度化されていること。
- （4）審査票（様式第2号）の必須項目以外の小項目について、制度化や実績の合計得点が10点以上であること。

- 2 前項第4号に規定するもののうち、審査票（様式第2号）の必須項目以外の小項目について、制度化や実績の合計得点が10点以上20点未満を一つ星認証、20点以上30点未満を二つ星認証、30点以上40点未満を三つ星認証、40点以上50点未満を四つ星認証、50点以上を五つ星認証とする。

（認証等）

第6条 知事は、第4条の申請を受理したときは、認証基準を満たしているか審査を行い、認証の可否を決定し、その結果を申請者に通知する。

- 2 知事は、認証することを決定した申請者に対して、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証書（様式第3号）を交付するとともに、認証した企業の名簿について県の広報誌、ホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

（認証の有効期間）

第7条 認証の有効期間は、認証日から3年経過後の月末までとする。

なお、知事が特別に認めるものについては、この限りではない。

（調査）

第8条 知事は、審査に当たり必要と認められるときは、実地及び聴取による調査を実施することができる。

（変更の届出）

第9条 認証企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証変更届出書（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

- （1）企業名
- （2）代表者の氏名
- （3）所在地
- （4）電話番号

（認証の辞退）

第10条 認証企業は、認証基準を満たさなくなったとき又は認証継続の意思を失ったときは、速やかに「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証辞退届出書（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

(更新申請及び認証書の交付)

第11条 認証期間満了後も引き続き認証を受けようとする企業は、認証期間が満了する日の1ヶ月前までに、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、知事に更新の申請をするものとする。但し、天災その他不可抗力等の特別な事情がある場合はこの限りでない。

2 知事は、前項により更新の申請があった場合は、第6条に基づき認証書を交付するものとする。

3 前項による場合、認証書が交付されるまでの期間は、従前の認証が継続しているものとみなす。

(認証の取消し)

第12条 知事は、認証企業が基準を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業として適当でなくなつたと認めるときは、当該認証を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業」認証取消書(様式第6号)により理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合は、認証企業は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、産業労働部雇用労働政策課において所掌し、関係課室と共有する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

この要綱は、令和４年 ９月１６日から施行する。

この要綱は、令和４年１０月１７日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。